

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月30日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第126号

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場第二市場規則の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「及び作業係長」を削る。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)